○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下関市長府印内町四番一から同市長府印内町一五五番一まで	前	一五・八〇～一六・〇〇メートル	〇・〇六三キロメートル
	後	一六・八〇～二三・七〇メートル	〇・〇六三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	下関市長府印内町四番一から同市長府印内町一五五番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日

○中国地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　鳥取都市計画道路事業三・五・三号美萩野覚寺線及び三・三・五号祢宜谷賀露線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鳥取県鳥取市千代水二丁目並びに安長字平森、字東魚尾、字正ヶ坪、字秋里田、字行水、字八本松及び字洲ヶ本地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　出雲都市計画道路事業三・四・四十六号中町瑞穂大橋線、三・四・四十七号藪崎城の前線及び七・七・六号京塚寺町線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　島根県出雲市平田町字本町、字中町、字寺町、字上田町及び字蓮田地内

使用の部分　島根県出雲市平田町字中町地内

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出水市下知識町一六四一番から阿久根市赤瀬川字堂山二八二九番一まで	前	BA 八・四〇～二〇・〇〇メートル	四六・二〇〇～一三・九〇〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・四〇～二〇・〇〇メートル B・C 二〇・〇〇～二〇五・〇〇メートル	四六・二〇〇～一三・九〇〇キロメートル 一五・二一六	
薩摩川内市水引町字草道五八九二番から同市尾白江町字鳥越七七二四番一まで	前	BA 九・四〇～一〇五・〇〇メートル 一九・九一～二〇八・〇〇メートル	一二・〇七〇キロメートル 一三・六三七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・四〇～一〇五・〇〇メートル 一九・九一～二〇八・〇〇メートル	一二・〇七〇キロメートル 一三・六三七	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○北海道開発局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画都市高速鉄道事業北海道旅客鉄道株式会社函館本線及び札幌圏都市計画道路事業三・二・三百三十号八丁目通、三・四・三百四十八号旭通、三・四・三百二十五号中原通及び八・七・三百五十号高砂地下歩道

三　事業施行期間　自平成十八年十一月九日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月28日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

1　河川の名称　筑後川水系筑後川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成23年3月28日

3　廃川敷地等の位置　大分県日田市大山町東大山字西ノ園2783番2

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地61.84平方メートル